

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和 3 年 3 月 26 日 沖縄行政評価事務所

認定こども園等の利用に係る保育を必要とする事由(保育要件)の 「同居」の取扱いについて

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ那覇市に参考連絡一

総務省沖縄行政評価事務所(所長:城間盛孝)は、以下の行政相談を受け、民間の有識者で構成する行政苦情救済推進会議(注)(座長:宮國英男弁護士)に諮りました。

当事務所では、同会議の意見等を踏まえ、令和3年3月26日、那覇市に対して参考連絡しました。

行政相談の要旨

私の子は、那覇市内の認定こども園に通っている(2 号認定)が、同居している親の介護が必要となったため、令和3年3月1日から、子の保育時間について、現在の短時間(8 時間)から標準時間(11 時間)への変更を那覇市に申請した。

しかし、同市から、保育を必要とする事由の「保護者が同居家族の看護や介護をしている」との要件を満たさないので、保育時間の変更は認められないと言われた。

その理由を確認したところ、同市において、<u>同居とは、住民票上の同一世帯としており、私と親が</u>住民票上は別世帯であるため、同居にはあたらないということだった。

私と親は、世帯は別であるものの、一つ屋根の下で生活しており、住所も同じであることから、同居の解釈を見直して、保育時間の変更を認めてほしい。

制度の概要

保育所、認定こども園等を利用するに当たって、保護者は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 1項に基づき、市町村に対して申請を行い、市町村は同条第 3 項に基づき認定を行う。

当該認定は、同法第 19 条第 1 項に基づき、1 号認定、2 号認定及び 3 号認定に区分される(資料 1)。2 号認定及び 3 号認定に定める保育を必要とする事由については、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「施行規則」という。)第 1条の 5 第 1号から第 10 号に規定されたいずれかの事由に該当することとしている。

那覇市では、認定に当たって、施行規則及び内部規程に基づき、①保育を必要とする事由(保護者の就労、疾病等)、②保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)について審査、認定を行う。

このうち、①保育を必要とする事由について、「同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時、介護又は看護していること。」の場合、当該要件に対する②保育の必要量は、内部規程において「保育標準時間認定(1日当たり11時間まで)」とされている。

当事務所の調査結果

(1) 那覇市内の公立・認可保育所等(認定こども園等含む。)の定員数、利用状況等

「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画」によると、那覇市内の認定こども園を含む公立・認可保育所等の施設数は、86 か所(平成 28 年)から 156 か所(平成 31 年)となっており、55%増加している。また、定員数は 8,050 人(平成 28 年)から 11,939 人(平成 31 年)となっており、67%増加している(資料2)。

「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査」(こどもみらい部こども政策課)によると、「認定こども園」の利用状況は 31.4%と、「認可保育園」(42.0%)に次いで高くなっており、「認定こども園」を利用したいという意向も 46.4%と、「認可保育園」(49.8%)に次いで高い割合を占めている(資料3)。

- (2) 当事務所において、施行規則第 1 条の 5 第 4 号に定める「同居」の取扱いについて、以下のとおり関係機関の見解等を確認した。
 - ① 保育を必要とする児童数等が那覇市と同規模の自治体 保育所等在所児数等が那覇市と同規模である全国の自治体 5 市に照会したところ、<u>調査した全ての自治体において、住民基本台帳の世帯単位ではなく、介護の状況など生活実態を踏まえて「同居」を判断していた。</u>
 - ② 内閣府子ども子育て支援本部の見解 子ども・子育て支援法の関係法令では、施行規則第 1 条の 5 第 4 号に定める「同居」について、特段定義していない。市町村において、同居により看護・介護している状況が確認できれば、認定しても差し支えない。

行政苦情救済推進会議の主な意見

- 少子高齢化が進んでおり、家庭で親の介護をする間は子どもを保育所等に預かってもらい たいということは当然にある。
- 那覇市は、業務が多忙であることや人員が不足していることを理由として、実態を把握しないというのは適当ではない。行政として対応すべきである。
- 那覇市は、これまで待機児童解消のために努力しており、もう一歩踏み込んで頑張ってもらいたい。

これらのことから、<u>那覇市は、保育を必要とする事由の「同居」の取扱いについて、住民基本台帳</u> 上の同一世帯として割り切るのではなく、実態に即した柔軟な運用を検討する必要がある。

(注) 行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、当事務所では、①弁護士、②大学、③報道機関、④経済団体、⑤消費者問題の専門家及び⑥行政相談委員の代表者で構成されています。

(行政苦情救済推進会議の構成員(令和3年2月16日現在。座長以外五十音順))

宮 國 英 男(座長) 弁護士(元沖縄弁護士会会長)

古波鮫 勝 美 沖縄行政相談委員協議会会長

田 端 一 雄 (一社)沖縄県経営者協会常務理事

仲宗根 京 子 NPO 法人消費者センター沖縄理事長

西 山 千 絵 琉球大学大学院法務研究科准教授

宮 城 修 (株)琉球新報社論説委員長

【問合せ先】

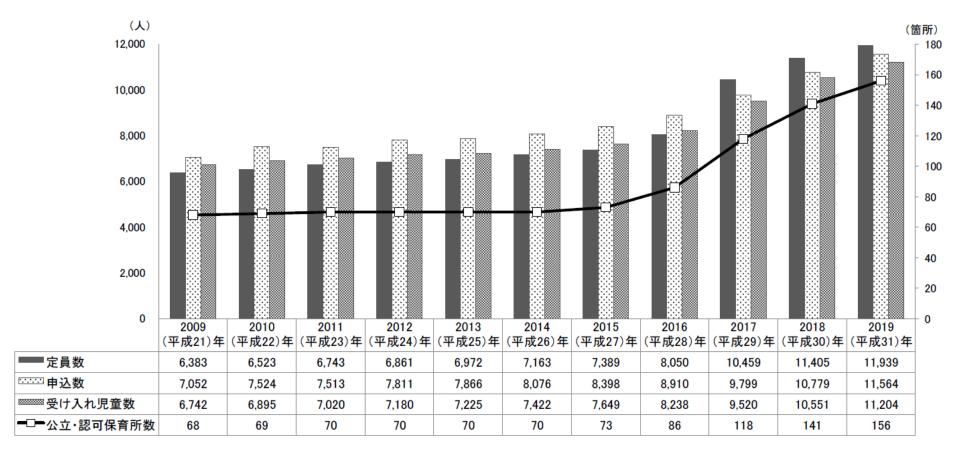
総務省沖縄行政評価事務所 担当:主任行政相談官 田中 行政相談官 山内 電話:098-866-0145(代表)

表 保育の認定区分 (子ども・子育て支援法第19条第1項)

	認定区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの(法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の 労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭 において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項第2号)	保育所認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の 労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭 において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 小規模保育等

(注) 内閣府の資料を基に当事務所が作成した。

図 公立・認可保育所等の受け入れ状況(認定こども園、小規模保育事業等を含む)

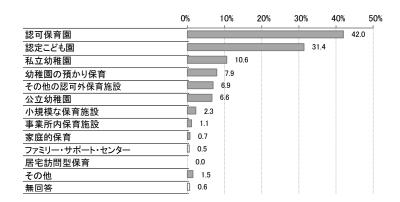


(注) 那覇市の資料「第2期那覇市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月)」による。

那覇市民の就学前児童家庭における認定こども園の利用状況

問 17-1 平日どのような施設やサービスを利用していますか。

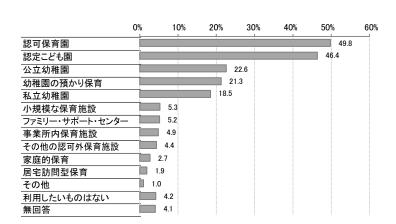
「認可保育園」が 42.0%と最も多く、次いで「認定こども園」(31.4%)、「私立幼稚園」(10.6%)の順となっている。



	In Mr.	Idda P. L.
	件数	構成比
	(件)	(%)
総数	2,393	100.0
認可保育園	1,004	42.0
認定こども園	751	31.4
私立幼稚園	253	10.6
幼稚園の預かり保育	190	7.9
その他の認可外保育施設	166	6.9
公立幼稚園	158	6.6
小規模な保育施設	54	2.3
事業所内保育施設	27	1.1
家庭的保育	17	0.7
ファミリー・サポート・センター	13	0.5
居宅訪問型保育	_	_
その他	37	1.5
無回答	15	0.6

問 18 平日利用できる施設やサービスの今後の利用意向

「認可保育園」が 49.8%と最も多く、次いで「認定こども園」(46.4%)、「公立幼稚園」(22.6%)の順となっている。



	件数	構成比
	(件)	(%)
総数	2,864	100.0
認可保育園	1,427	49.8
認定こども園	1,330	46.4
公立幼稚園	647	22.6
幼稚園の預かり保育	611	21.3
私立幼稚園	530	18.5
小規模な保育施設	151	5.3
ファミリー・サポート・センター	148	5.2
事業所内保育施設	139	4.9
その他の認可外保育施設	125	4.4
家庭的保育	76	2.7
居宅訪問型保育	54	1.9
その他	30	1.0
利用したいものはない	120	4.2
無回答	116	4.1

(注) 那覇市の資料「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生集計結果)(平成31年3月))」による。